採用前の扶養状況確認について

採用前にご家族の扶養関係（共済組合（保険証）の扶養）と児童手当受給について事前に確認させていただきます。該当する方については、面談時に扶養申請に係る提出書類をご案内いたしまので、下記の質問に回答の上、ご提出ください。

扶養家族がいない方は、質問１の「扶養家族がいない」に○をつけて、ご提出お願いします。

１．扶養家族について

（　　　）扶養家族がいる　　　（　　　）　扶養家族がいない

２．扶養家族の対象者について（１で扶養家族がいると答えた方）該当に〇をつけてください。

（　　　）配偶者を扶養している※１

（　　　）中学生以下の子供を扶養している

（　　　）高校生以上の子供を扶養している※２

（　　　）その他の家族（父母等）を扶養している

　　　その他の家族に○を付けた場合、扶養者の続柄を記入してください。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３．児童手当について

・現在児童手当を受給している方のみお答えください。※３

児童手当の受給先について(該当に〇をつけてください)

　　　（　　　）お住いの自治体から受給している。

　　　（　　　）勤務先から受給している（※公務員の場合のみ）

　※１　配偶者を扶養に入れる場合、年間の収入が130万円未満等の条件があります。

　　　　その他必要となる書類もございますので、詳細は面談時にご案内いたします。

※２　高校生、大学生を扶養に入れる場合、在学証明書の提出が必要となります。

　　　また、20歳以上の場合は、学生の場合でも課税証明書の提出が必要となります。

※３　正規職員は市民病院からの支給となりますので、自治体からの受給変更の手続きが必

要となります。また、現在公務員で勤務先から受給している場合は、退職時に職場から

児童手当受給資格消滅通知書の発行が必要となります。